

## 気象警報により休業日とする基準

一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社埋立処分地管理運営規程施行規則第5条第2項の規定に基づき、気象警報により休業日とする基準を次のように定める。

### (目的)

第1条 この基準は、気象警報により休業日とする基準を定めることによって、埋立処分地における事故等の予防を行うことを目的とする。

### (基準)

第2条 気象庁京都地方気象台が、次の各号に掲げる気象警報を午前7時に発表中（発表から解除までの間をいう。）である場合は、1日休業とする。

- (1) 城陽市を対象地域とする暴風警報、大雨警報及び大雪警報等（以下、「警報等」という。）
- (2) 台風が接近中の場合の山城中部（宇治市、八幡市、城陽市、久御山町、宇治田原町及び井手町をいう。）の一以上の市町を対象地域とする警報等
- (3) その他、前1号、2号で定める警報等が、午前7時以降に発令された場合は、その時点をもって休業とする。

### (休業日の管理運営)

第3条 前条の規定による休業日の管理運営は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める。

- (1) 監視指導員 計量器周辺に待機して搬入を禁止し、請負者を指導する。
- (2) 監視員 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社嘱託職員等取扱規程施行規則第3条の規定に基づき休日とする。

### (職員の責務)

第4条 職員は、気象庁のホームページ及び国土交通省防災情報センターの携帯電話サイト等で正確な情報を確認するよう努めるものとする。

- 2 監視員は、気象状況から警報等の発表の可能性がある場合は、午前7時までの間、自宅待機とする。

### 附 則

この基準は、平成24年（2012年）6月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年（2013年）4月1日）から施行する。

### 附 則

この基準は、平成26年（2014年）10月1日から施行する。